

○釜石市ひとり親家庭医療費給付条例

昭和 54 年 9 月 21 日

条例第 19 号

注 平成 13 年 3 月から改正経過を注記した。

(目的)

第 1 条 この条例は、ひとり親家庭に対して医療費の一部を給付することにより、ひとり親家庭の健康保持と福祉の増進を図ることを目的とする。

(平 15 条例 15・平 22 条例 22・一部改正)

(定義)

第 2 条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 医療保険各法 健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)、船員保険法(昭和 14 年法律第 73 号)、私立学校教職員共済法(昭和 28 年法律第 245 号)、国家公務員共済組合法(昭和 33 年法律第 128 号)、国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号)、地方公務員等共済組合法(昭和 37 年法律第 152 号)又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 57 年法律第 80 号)
- (2) 被保険者等 医療保険各法の規定による被保険者、組合員、加入者及び被扶養者
- (3) 保険証 被保険者証、組合員証、加入者証又は被扶養者証等保険給付を受けるために発行された証
- (4) 医療費 医療保険各法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)その他医療に関する法律等の規定による医療に要する費用の額
- (5) 医療機関等 健康保険法第 63 条第 3 項第 1 号に規定する保険医療機関若しくは保険薬局、同法第 88 条第 1 項に規定する指定訪問看護事業者又はこれらに準ずるもの

(平 13 条例 17・平 14 条例 41・平 18 条例 34・平 20 条例 3・平 25 条例 19・一部改正)

(受給者)

第 3 条 この条例による医療費の給付を受けることができる者は、釜石市の区域内に居住する被保険者等である者のうち、次の各号のいずれかに該当するもの(その者に母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和 39 年法律第 129 号)第 6 条第 1 項に規定する配偶者又は民法(明治 29 年法律第 89 号)に定める扶養義務者がいるときは、これらの者で主としてその者の生計を維持するもの前年の所得(1 月から 7 月までの受療に係る医療費については、前々年の所得とする。以下同じ。)が児童扶養手当法施行令(昭和 36 年政令第 405 号。以下「政令」という。)第 2 条の 4 第 4 項に規定する額を超える額で

ある者、生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 6 条第 1 項に規定する被保護者及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成 6 年法律第 30 号)による支援給付を受けている者を除く。)をいう。

- (1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法第 6 条第 1 項に規定する配偶者のない女子又は同条第 2 項に規定する配偶者のない男子で、18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者(以下「児童」という。)を扶養している者(前年の所得が政令第 2 条の 4 第 2 項に規定する額以上である者を除く。以下同じ。)及びその者の扶養を受けている児童
- (2) 母子及び父子並びに寡婦福祉法附則第 3 条に規定する父母のない児童

(平 15 条例 15・平 16 条例 23・平 21 条例 5・平 22 条例 22・平 26 条例 21・一部改正)

(給付の額)

第 4 条 この条例による給付の額は、受給者に係る医療費について、医療機関等の診療報酬明細書(訪問看護療養費明細書を含む。)又は医療保険各法に定める療養費支給申請書ごとに、医療保険各法、その他医療に関する法令等の規定により受給者が負担すべき額(国又は地方公共団体の負担により給付される額を除く。以下「受給者負担額」という。)から、入院外に係る医療費については 1,500 円、入院に係る医療費については 5,000 円を控除した額に相当する額とする。ただし、医療保険各法の規定により同一の世帯について一部負担金等を合算することにより高額療養費及び高額介護合算療養費(以下「高額療養費等」という。)が算定される場合においては、受給者負担額は、当該合算した額から高額療養費等を控除した額を一部負担金等の額に応じて按分することにより算定した額とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合の給付の額は、受給者負担額に相当する額とする。

- (1) 児童が 3 歳に達する日の属する月の末日までの間にある場合
- (2) 受給者及び扶養義務者等が、地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)の規定による当該年度分の市町村民税(同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第 328 条の規定によって課する所得割を除く。)が課されない者(市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。)である場合

3 入院に伴う給付の額にあつては、前 2 項の規定により算定された額から当該入院時の食事療養標準負担額相当額及び生活療養標準負担額相当額を控除した額とする。

(平 16 条例 23・平 18 条例 34・平 22 条例 22・一部改正)

(受給者証の交付申請)

第5条 この条例による医療費の給付を受けようとする者は、市長に対してひとり親家庭医療費受給者証(以下「受給者証」という。)の交付を申請しなければならない。

2 前項の申請は、医療費の給付を受けようとする者が、第3条第1号に規定する者の場合は当該配偶者のない女子又はこれに準ずる男子が、同条第2号に規定する者の場合にあっては、当該児童又はその児童の保護者(当該児童を監護し、かつ、その生計を維持する者。以下「保護者」という。)がこれをしなければならない。

(平15条例15・平22条例22・一部改正)

(受給者証の交付)

第6条 市長は、前条の規定により交付の申請があった場合において、この条例による医療費の給付を受ける資格(以下「受給資格」という。)があると認めるときは、受給資格を認めた者に対し受給者証を交付するものとする。

2 前項の受給者証は、毎年8月1日に更新する。

(受給者証の再交付)

第7条 受給者又は保護者は、前条の規定により交付された受給者証を破損又は亡失したときは、市長に対し受給者証の再交付を申請することができる。

(給付の始期)

第8条 この条例による医療費の給付は、第6条の規定による受給者証の交付を受けた日の属する月の初日以後の療養について行うものとする。

(給付の終期)

第9条 受給資格を失った場合における医療費の給付は、受給資格を失った日の属する月の末日までに受けた療養について行うものとする。

(受給者証の提示)

第10条 受給者が、療養を受けようとするときは、当該医療を受けようとする医療機関等に対し、保険証とともに受給者証を提示しなければならない。

(医療費の給付申請)

第11条 受給者又は保護者は、この条例による医療費の給付を受けようとする場合には、医療機関等に医療費の一部負担金を支払った上、市長に対して、給付の申請をしなければならない。

(給付の決定)

第 12 条 市長は、前条による申請があった場合は、その申請の内容を審査し、適当と認めたときは、医療費の給付を決定するものとする。

(届出の義務)

第 13 条 受給者又は保護者は、受給者証に記載されている事項その他釜石市ひとり親家庭医療費給付条例施行規則(昭和 54 年釜石市規則第 34 号)で定める事項について変更があったとき、受給資格を失ったとき又は給付事由が、第三者の行為によって生じたものであるときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(平 15 条例 15・平 22 条例 22・一部改正)

(損害賠償金との調整)

第 14 条 市長は、医療費の給付事由が第三者の行為によって生じた場合であって、受給者又は保護者が、受給者の疾病又は負傷について損害賠償を受けたときは、損害賠償の額の範囲内において医療費を給付せず、又は既に給付した医療費の額に相当する金額を返還させることができる。

(医療費の返還)

第 15 条 市長は、偽りその他不正の手段により医療費の給付を受けた者があるときは、その者へ給付した医療費の額に相当する金額の返還を命ずることができる。

(平 22 条例 22・一部改正)

(補則)

第 16 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は市長が別に規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和 54 年 8 月 1 日から適用する。
- 2 昭和 54 年 8 月 1 日から昭和 54 年 9 月 30 日までの間に第 5 条の規定による申請をした者が、昭和 54 年 8 月 1 日以前から引き続き受給資格を有する場合においては、第 7 条の規定にかかわらず昭和 54 年 8 月 1 日から受給者証の交付を受けた日の前日までにかかる療養についても医療費の給付を行うものとする。
- 3 昭和 60 年 8 月 1 日から昭和 61 年 7 月 31 日までの間に、第 5 条の規定による申請(ただし、第 6 条第 2 項の更新のための申請を除く。)をする者の所得の制限額は、第 3 条の規定にかかわらず、政令第 2 条の 3 第 2 項中「1, 605, 000 円」とあるのは「2, 148, 000 円」と、「330, 000 円」とあるのは「290, 000 円」とし、同条第 4 項中「5, 688, 000 円」とあるのは「5, 733, 000 円」と、「5, 937, 000 円」とあるのは「5, 982, 000 円」とする。

附 則(昭和 59 年 12 月 19 日条例第 21 号)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の釜石市母子家庭医療費給付条例の規定は、昭和 59 年 10 月 1 日以後の受療分から適用する。
- 2 医療保険各法(国民健康保険法を除く。)の被保険者又は組合員が、第 5 条の規定に基づき公布の日から起算して 1 箇月以内に受給者証の交付の申請を行った場合は、昭和 59 年 10 月 1 日に受給者証の交付を受けたものとみなす。

附 則(昭和 60 年 10 月 7 日条例第 17 号)

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の釜石市母子家庭医療費給付条例の規定は、昭和 60 年 8 月 1 日以後の申請から適用する。

附 則(平成 3 年 6 月 24 日条例第 10 号)

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の釜石市母子家庭医療費給付条例の規定は、平成 2 年 4 月 1 日以後の受療分から適用する。

附 則(平成 6 年 9 月 22 日条例第 21 号)

- 1 この条例は、平成 6 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の釜石市母子家庭医療費給付条例の規定は、この条例の施行の日の以後の受療について適用し、同日前の受療については、なお従前の例による。

附 則(平成 7 年 3 月 22 日条例第 8 号)

- 1 この条例は、平成 7 年 8 月 1 日から施行する。ただし、第 3 条の改正規定は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例(第 3 条の改正規定を除く。この項において同じ。)による改正後の釜石市母子家庭医療費給付条例の規定は、この条例の施行の日以後の受療について適用し、同日前の受療については、なお従前の例による。
- 3 この条例による改正後の釜石市母子家庭医療費給付条例第 3 条の規定は、平成 7 年 4 月 1 日以後の受療について適用し、同日前の受療については、なお従前の例による。

附 則(平成 10 年 7 月 27 日条例第 17 号抄)

(施行期日等)

- 1 この条例は、平成 10 年 8 月 1 日から施行する。

- 2 (前略)第2条の規定による改正後の釜石市母子家庭医療費給付条例第2条第1号の規定(国家公務員共済組合法に係る部分に限る。)は平成9年4月1日から、(中略)第2条の規定による改正後の釜石市母子家庭医療費給付条例第2条第1号の規定(私立学校教職員共済法に係る部分に限る。)、同条第2号の規定及び同条第3号の規定は、平成10年1月1日から適用する。

附 則(平成13年3月16日条例第17号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成14年12月20日条例第41号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成15年6月30日条例第15号)

この条例は、平成15年8月1日から施行する。

附 則(平成16年6月21日条例第23号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成16年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の釜石市母子・父子家庭医療費給付条例の規定は、この条例の施行の日以後の受療について適用し、同日前の受療については、なお従前の例による。

附 則(平成18年9月15日条例第34号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の釜石市母子・父子家庭医療費給付条例の規定は、この条例の施行の日以後の受療について適用し、同日前の受療については、なお従前の例による。

附 則(平成20年3月14日条例第3号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の釜石市乳幼児・妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例及び釜石市母子・父子家庭医療費給付条例の規定は、この条例の施行の日以後の受療について適用し、同日前の受療については、なお従前の例による。

附 則(平成 21 年 3 月 13 日条例第 5 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の釜石市母子・父子家庭医療費給付条例の規定は、この条例の施行の日以後の受療について適用し、同日前の受療については、なお従前の例による。

附 則(平成 22 年 9 月 10 日条例第 22 号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、平成 22 年 10 月 1 日から施行し、改正後の釜石市ひとり親家庭医療費給付条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、この条例の施行の日以後の受療について適用し、同日前の受療については、なお従前の例による。ただし、改正後の条例第 4 条第 1 項の規定は、平成 20 年 4 月 1 日以後の受療について適用する。

(釜石市福祉医療資金貸付基金条例の一部改正)

- 2 釜石市福祉医療資金貸付基金条例(平成 7 年釜石市条例第 13 号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(平成 25 年 3 月 15 日条例第 19 号抄)

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 9 月 22 日条例第 21 号)

この条例は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

○釜石市ひとり親家庭医療費給付条例施行規則

昭和 54 年 10 月 31 日

規則第 34 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、釜石市ひとり親家庭医療費給付条例(昭和 54 年釜石市条例第 19 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(平 15 規則 9・平 22 規則 19・一部改正)

(受給資格)

第 2 条 条例第 3 条に規定する「受給者」には、国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号)第 116 条及び第 116 条の 2 並びに高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 57 年法律第 80 号)第 55 条に規定する被保険者の特例に準じて取扱う者を含むものとする。

(平 16 規則 36・追加、平 20 規則 9・一部改正)

(受給者証の交付等)

第 3 条 条例第 5 条の規定によるひとり親家庭医療費受給者証の交付申請は、ひとり親家庭医療費受給者証交付(更新)申請書(様式第 1 号。以下「受給者証交付(更新)申請書」という。)により行わなければならない。

2 市長は、前項による受給者証交付(更新)申請書の提出を受けたときは、適否について審査を行い、適当と認められた者については、ひとり親家庭医療費受給者証(様式第 2 号。以下「受給者証」という。)を交付するとともに、ひとり親家庭医療費受給者証交付台帳(様式第 3 号)に記載し、不適当と認められた者については、ひとり親家庭医療費受給者証交付(更新)申請却下通知書(様式第 4 号)によりその旨を通知するものとする。

3 条例第 6 条第 2 項の規定による受給者証の更新申請は、受給者証(更新)申請書により毎年 7 月 1 日から 7 月 31 日の間に行わなければならない。ただし、届出事由等に変更がないことが明らかであると認められる場合には、受給者証交付(更新)申請書の提出を求めないことができる。

4 受給者又は保護者は、受給者が条例第 3 条に該当しなくなったとき、又は受給者証の有効期間が満了したときは、受給者証を速やかに市長に返還しなければならない。

(平 15 規則 9・一部改正、平 16 規則 36・旧第 2 条繰下、平 22 規則 19・一部改正)

(受給者証の再交付)

第4条 条例第7条の規定による受給者証の再交付の申請は、ひとり親家庭医療費受給者証再交付申請書(様式第5号)を市長に提出することにより行うものとする。

(平15規則9・一部改正、平16規則36・旧第3条繰下、平22規則19・一部改正)

(給付申請の方法)

第5条 条例第11条の規定によるひとり親家庭医療費給付の申請は、ひとり親家庭医療費給付申請書(様式第6号)を医療機関に提出し、医療機関等記入欄の記載を受けたうえ行うものとする。

(平15規則9・一部改正、平16規則36・旧第4条繰下・一部改正、平22規則19・一部改正)

(給付の決定等)

第6条 市長は、条例第12条の規定による給付の適否について、審査を行い適当と認めた者についてはひとり親家庭医療費給付決定通知書(様式第7号)により、不適当と認めた者についてはひとり親家庭医療費給付却下通知書(様式第8号)により、その旨を受給者又は保護者に通知するものとする。

(平15規則9・一部改正、平16規則36・旧第5条繰下、平22規則19・一部改正)

(届出)

第7条 条例第13条に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 保護者氏名又は住所
- (2) 保険種別
- (3) 被保険者名、組合員名又は加入者名
- (4) 保険者名又は組合名
- (5) 保険証の記号又は番号
- (6) 附加給付の内容
- (7) 受給資格の該当要件
- (8) 口座番号、銀行名その他振込先に係る事項
- (9) 受給者及び扶養義務者等の市町村民税の課税の有無

- 2 前項各号に掲げる事項に係る届出は、ひとり親家庭医療費受給資格変更届(様式第9号)により行うものとする。
- 3 条例第13条に規定する受給資格を失ったときの届出は、ひとり親家庭医療費受給資格喪失届(様式第10号)により行うものとする。
- 4 条例第13条に規定する給付事由が第三者の行為によって生じたものであるときの届出は、第三者行為傷病届(様式第11号)により行うものとする。

(平15規則9・一部改正、平16規則36・旧第6条繰下・一部改正、平22規則19・一部改正)

(医療費の返還)

第8条 条例第15条の規定による医療費の返還通知は、ひとり親家庭医療費返還通知書(様式第12号)により行うものとする。

(平15規則9・一部改正、平16規則36・旧第7条繰下、平22規則19・一部改正)

(備付帳簿)

第9条 市長は、次に掲げる帳簿を備え付けるものとする。

- (1) 医療費受給者証交付台帳
- (2) ひとり親家庭医療費給付台帳(様式第13号及び様式第13号の2)
- (3) ひとり親家庭医療費給付事業収入金等整理台帳(様式第14号)

(平16規則36・旧第8条繰下、平18規則16・平22規則19・一部改正)

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

(平16規則36・旧第9条繰下)

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和54年8月1日から適用する。

附 則(昭和56年4月30日規則第30号)

この規則は、昭和56年5月1日から施行する。

附 則(昭和60年1月25日規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 60 年 9 月 19 日規則第 42 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 5 年 4 月 1 日規則第 16 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 6 年 9 月 29 日規則第 33 号)

- 1 この規則は、平成 6 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の釜石市母子家庭医療費給付条例施行規則の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後の受療について適用し、施行日前の受療については、なお従前の例による。

附 則(平成 7 年 4 月 10 日規則第 18 号)

- 1 この規則は、平成 7 年 8 月 1 日から施行する。
- 2 この規定による改正後の釜石市母子家庭医療費給付条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後の受療について適用し、同日前の受療については、なお従前の例による。

附 則(平成 10 年 7 月 27 日規則第 28 号抄)

(施行期日等)

- 1 この規則は、平成 10 年 8 月 1 日から施行する。
- 2 (前略)第 2 条の規定による改正後の釜石市母子家庭医療費給付条例施行規則第 6 条の規定は、平成 10 年 1 月 1 日から適用する。

附 則(平成 15 年 6 月 30 日規則第 9 号)

この規則は、平成 15 年 8 月 1 日から施行する。

附 則(平成 16 年 6 月 21 日規則第 36 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 16 年 10 月 1 日から施行する。ただし、第 3 条を第 4 条とし、第 2 条を第 3 条とし、第 1 条の次に 1 条を加える改正規定は、平成 16 年 8 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則(第3条を第4条とし、第2条を第3条とし、第1条の次に1条を加える改正規定を除く。この項において同じ。)による改正後の釜石市母子・父子家庭医療費給付条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後の受療について適用し、同日前の受療については、なお従前の例による。
- 3 この規則による改正後の釜石市母子・父子家庭医療費給付条例施行規則第2条の規定は、平成16年8月1日以後の受療について適用し、同日前の受療については、なお従前の例による。

附 則(平成18年9月29日規則第16号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の釜石市母子・父子家庭医療費給付条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後の受療について適用し、同日前の受療については、なお従前の例による。

附 則(平成20年3月31日規則第9号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の釜石市母子・父子家庭医療費給付条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後の受療について適用し、同日前の受療については、なお従前の例による。

附 則(平成22年9月30日規則第19号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成22年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の釜石市ひとり親家庭医療費給付条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後の受療について適用し、同日前の受療については、なお従前の例による。

- 3 この規則の施行前にこの規則による改正前の釜石市母子・父子家庭医療費給付条例施行規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則による改正後の釜石市ひとり親家庭医療費給付条例施行規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

様式第 1 号(第 3 条関係)

(平 18 規則 16・全改、平 22 規則 19・一部改正)